

## 船橋市駐車問題懇談会設置要綱

平成2年8月15日施行

平成28年4月1日最終改正

### (設置)

第1条 船橋市における駐車問題について広く関係者の意見交換し、今後の解決の方策を探るため、「船橋市駐車問題懇談会」（以下「懇談会」という）を置く。

### (協議事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項につき協議する。

- 一 船橋市における駐車問題の解決策について
- 二 駐車施設整備に関する基本計画
- 三 駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条に定める駐車場整備計画
- 四 その他駐車場全般に関連する事項

### (組織)

第3条 懇談会は、委員40人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、別表に掲げる期間及び市民のうちから市長が委嘱する。

### (会長)

第5条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、船橋市建設局道路部の事務を担当する副市長が当たり会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、船橋市建設局道路部長がその職務を代理する。

### (議事)

第6条 懇談会の会議は会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、船橋市建設局道路部道路計画課が行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

付 則

この要綱は平成2年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は平成2年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成2年12月27日から施行する。

付 則

この要綱は平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成5年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は平成10年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(別表)

船橋市駐車問題懇談会委員一覧

機 関 名 等
日本大学理工学部 (学識経験者)
千葉大学園芸学部 (学識経験者)
市民代表
船橋警察署
船橋東警察署
千葉県警察本部
千葉県県土整備部
船橋市
船橋商工会議所
地域振興委員会
船橋市地域工業団体連絡協議会
船橋市商店会連合会
船橋市大型店連絡協議会
船橋市自治会連合会協議会
独立行政法人都市再生機構千葉西住宅管理センター
船橋市交通安全協会
船橋東交通安全協会
船橋地区安全運転管理者協議会
船橋東地区安全運転管理者協議会
京成電鉄株式会社
新京成電鉄株式会社